

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和45年4月1日にC事業所に入社し、平成16年2月29日までの期間において継続して勤務し、昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間について、C事業所からA事業所B工場へ出向していた。申立期間は、出向先のA事業所B工場からC事業所へ戻る直前の時期であるが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、継続して勤務しているのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間について、A事業所B工場に勤務していたことが確認できる。

また、C事業所からの回答及び同社が保管するA事業所B工場に係る昭和47年7月分の給与支給明細表から、申立人が45年4月1日から平成16年2月29日までの期間についてC事業所に継続して勤務し（昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間については、A事業所B工場へ出向し、同年8月1日にA事業所B工場からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録及び申立

人の A 事業所 B 工場に係る同年 7 月分の給与支給明細表に登載された厚生年金保険料の控除額から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和45年3月1日にC事業所に入社し、49年12月31日までの期間において継続して勤務し、46年8月21日から47年7月31日までの期間について、C事業所からA事業所B工場へ出向していた。申立期間は、出向先のA事業所B工場からC事業所へ戻る直前の時期であるが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所からの回答及び同社が保管するA事業所B工場に係る昭和47年7月分の給与支給明細表から、申立人が45年3月1日から49年12月31日までの期間についてC事業所に継続して勤務し（昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間については、A事業所B工場へ出向し、同年8月1日にA事業所B工場からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録及び申立人のA事業所B工場に係る同年7月分の給与支給明細表に登載された厚生年金保険料の控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主が資格喪失日を昭和47年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和44年2月10日にC事業所に入社し、現在も継続して勤務しており、46年8月21日から47年7月31日までの期間について、C事業所からA事業所B工場へ出向していた。申立期間は、出向先のA事業所B工場からC事業所へ戻る直前の時期であるが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所からの回答及び同社が保管するA事業所B工場に係る昭和47年7月分の給与支給明細表から、申立人が44年2月10日から現在に至るまでの期間についてC事業所に継続して勤務し（昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間については、A事業所B工場へ出向し、同年8月1日にA事業所B工場からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録及び申立人のA事業所B工場に係る同年7月分の給与支給明細表に登載された厚生年金保険料の控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主が資格喪失日を昭和47年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月21日から同年9月11日まで

私は、昭和42年9月11日にA事業所からB事業所へ異動になった。申立期間について継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が確認できないことに納得できない。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB事業所本社総務部が昭和42年10月1日付けで、同社各役員及び同社各支店長に発した人事異動に係る通知及びA事業所における申立期間当時の申立人の上司及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所及びB事業所に継続して勤務し（昭和42年9月11日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和42年7月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日が厚生年金基金の加入記録における資格喪失日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪

失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和42年8月21日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案534

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から51年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から51年3月まで  
昭和51年4月の結婚を契機に、私の母が、A市区町村役場（現在は、B市区町村）窓口で私の国民年金の加入手続を行い、その際、それまで未納であった申立期間の国民年金保険料を納めてくれた。  
調査の上、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿により、申立人の婚姻後の昭和51年6月1日に払い出されたものと推認でき、この時点では、i) 申立期間のうち、昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない期間であること、ii) 申立期間のうち、昭和49年4月以降の保険料については過年度納付が可能であるが、B市区町村によれば、「当時、A市区町村役場窓口では、過年度保険料の収納を行うことは無かった。」と回答していることなどから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録、B市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者カード及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得日は昭和51年4月1日となっており、当時、A市区町村は申立期間を国民年金未加入期間として取り扱っていたことが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等は不明である上、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年6月まで  
申立期間当時、A事業所に住み込んで働いていた。ねんきん定期便を見て、国民年金保険料を納付してくれていたことを知った。  
また、未納とされている期間があることも知った。どうして国民年金保険料の未納期間があるのか調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料は、すべて、A事業所の家族（申立期間当時の社長の長男夫婦、同次男夫婦及び同四男）と同一日で納付されていることが確認できるところ、申立期間については、同社の家族の納付日、納付方法が世帯単位で異なっており、申立期間前と申立期間の納付状況に大きな変化が見られることから、従業員であった申立人の保険料を申立期間前と同様に納付していたものとは認め難い。

また、申立人は国民年金の保険料納付に関与していないことから、保険料納付について具体的な主張は無い上、申立人の国民年金保険料を納付したと考えられるA事業所の申立期間当時の社長及びその妻は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、A事業所の申立期間当時の社長の長男の妻及び同次男夫婦から聴取しても、申立期間の保険料納付をうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から55年2月までの期間及び同年8月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から55年2月まで  
② 昭和55年8月から59年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等については、はっきりと分からないが、国民年金保険料の納付状況を父に確認したところ、「保険料を払っている。」と言われたにもかかわらず、未納とされている期間があることに納得できない。

国民年金の加入手続をしていれば、保険料を納付していないとは考え難いし、父が私の国民年金保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと思われる弟は、年金記録に欠落があるということを書いていなかったため、私の国民年金の記録を再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月11日に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一部の期間については、時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、加入手続の時期や保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の父親が、申立人と同様に国民年金への加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の弟については、国民年金に加入した形跡が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年12月1日まで  
私のA事業所における厚生年金保険加入期間が、請求した記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から脱退手当金として支払われていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の健康保険番号の前後74人の被保険者記録を確認したところ、脱退手当金の受給記録が確認できた6人全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、このうち2人については、両名の資格喪失日、脱退手当金の支給決定日が同一日であることが確認できるとともに、申立期間当時の総務課長は、「結婚を理由に退職するような人には、脱退手当金のことを説明し、本人の意思を確認した上で、代理で請求手続を行う場合が多かった。申立人は、結婚が理由で退職しているので、脱退手当金の手続を行っているのではないかと思う。」と供述していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年5月5日から同年8月1日まで  
昭和31年5月から約3か月間において、A事業所所有のB丸に乗り込んで勤務した。一緒に乗り込んで勤務した同僚は申立期間において船員保険の被保険者記録があるのに、私だけ船員保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を所持していないことから、申立期間当時の雇入れ記録を確認することができない上、B丸の船舶所有者であるA事業所は、「申立期間当時の人事記録等の書類は廃棄して残っておらず、当時の事情は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が同僚として記憶している4人のうち、二人は申立期間を含む期間について、船員保険の被保険者記録が確認できるものの、いずれの者も所在の確認ができないことから、申立期間当時の船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、前述の4人のうち別の二人は、B丸に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録は確認できず、文書による照会を行っても回答が得られないなど、申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、B丸に係る船員保険被保険者名簿により、船員保険の被保険者

記録が確認でき、所在が判明した被保険者に照会したところ、申立期間直前の期間又は申立期間のうち一部の期間について船員保険の被保険者記録が確認できる二人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人に係る船員保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和29年9月1日から31年9月1日までの期間において船員保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月3日から同年10月5日まで  
② 昭和27年1月4日から同年7月23日まで  
③ 昭和29年1月8日から31年1月16日まで

船員保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A丸(船舶所有者は、B氏)に乗り込んでいた期間のうち、昭和23年12月27日から26年4月2日までの期間以外の期間であるすべての申立期間について、船員保険の被保険者記録は確認できなかったとの回答を得た。

しかし、船員手帳にはすべての申立期間において雇入れされた記録があるので、すべての申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳の記載内容から、すべての申立期間において、B氏の所有するA丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所は既に廃業しており、船舶所有者であるB氏も死亡していることから、すべての申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等をうかがわせる資料及び供述を得ることができない。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①及び②の一部の期間において船員保険の被保険者記録が確認でき、当該期間に船長として乗船していたとする者から聴取しても、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、すべての申立期間を含む昭和26年4月から33年4月28日までの期間について、申立人

の氏名は無く、船員保険番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、船員手帳にすべての申立期間において雇入れされた記録があるので、すべての申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張しているが、国土交通省海事局は、「『船員保険未加入者に対する対応について』（平成16年12月8日付け国土交通省海事局船員労働環境課長通知）により、平成17年1月4日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、船員手帳の雇入及び雇止の記録をもって船員保険の加入を推認することはできない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。